

香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年4月25日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団条例第33号

香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第29条 旧高松市水道事業の給水区域（高松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年高松市条例第24号）附則第3項第1号の規定による廃止前の高松市水道事業給水条例（<u>昭和34年高松市条例第13号</u>。以下「旧高松市給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧丸亀市水道事業の給水区域（丸亀市水道事業廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年丸亀市条例第5号）第7条の規定による廃止前の丸亀市水道事業給水条例（<u>平成17年丸亀市条例第170号</u>。以下「旧丸亀市給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧坂出市水道事業の給水区域（坂出市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年坂出市条例第2号）第1条第2号の規定による廃止前の坂出市水道事業給水条例（<u>昭和35年坂出市条例第1号</u>。以下「旧坂出市給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧善通寺市水道事業の給水区域（善通寺市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年善通寺市条例第2号）第1条の規定による廃止前の善通寺市水道事業給水条例（<u>平成9年善通寺市条例第36号</u>。以下「旧善通寺市給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧観音寺市水道事業の給水区域（観音寺市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年観音寺市条例第1号）附則第2項第2号の規定による廃止前の観音寺市水道事業給水条例（<u>平成17年観音寺市条例第200号</u>。以下「旧観音寺市給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧さぬき市水道事業の給水区域（さぬき市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年さぬき市条例第1号）<u>第3号</u>の規定による廃止前のさぬき市水道事業給水条例（<u>平成14年さぬき市条例第191号</u>。以下「旧さぬき市給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧東かがわ市水道事業の給水区域（東かがわ市水道条例等を廃止する条例</p>	<p>(料金)</p> <p>第29条 旧高松市水道事業の給水区域（<u>高松市水道事業給水条例（昭和34年高松市条例第13号）</u>又は廃止になった場合における高松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年高松市条例第 号）附則第 項第 号の規定による廃止前の高松市水道事業給水条例（以下「旧高松市給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧丸亀市水道事業の給水区域（<u>丸亀市水道事業給水条例（平成17年丸亀市条例第170号）</u>又は廃止になった場合における丸亀市水道事業廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年丸亀市条例第 号）第7条の規定による廃止前の丸亀市水道事業給水条例（以下「旧丸亀市給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧坂出市水道事業の給水区域（<u>坂出市水道事業給水条例（昭和35年坂出市条例第1号）</u>又は廃止になった場合における坂出市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年坂出市条例第 号）第1条第2号の規定による廃止前の坂出市水道事業給水条例（以下「旧坂出市給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧善通寺市水道事業の給水区域（<u>善通寺市水道事業給水条例（平成9年善通寺市条例第36号）</u>又は廃止になった場合における善通寺市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年善通寺市条例第 号）第1条の規定による廃止前の善通寺市水道事業給水条例（以下「旧善通寺市給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧観音寺市水道事業の給水区域（<u>観音寺市水道事業給水条例（平成17年観音寺市条例第200号）</u>又は廃止になった場合における観音寺市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年観音寺市条例第 号）附則第2項第2号の規定による廃止前の観音寺市水道事業給水条例（以下「旧観音寺市給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧さぬき市水道事業の給水区域（<u>さぬき市水道事業給水条例（平成14年さぬき市条例第</u></p>

(平成29年東かがわ市条例第31号) 第1号の規定による廃止前の東かがわ市水道条例(平成15年東かがわ市条例第145号。以下「旧東かがわ市水道条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧三豊市水道事業の給水区域(三豊市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年三豊市条例第1号)附則第9項の規定による改正前の三豊市水道事業給水条例(平成18年三豊市条例第244号。以下「旧三豊市給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧土庄町水道事業の給水区域(土庄町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年土庄町条例第38号)第5条第4号の規定による廃止前の土庄町水道事業給水条例(昭和43年土庄町条例第6号。以下「旧土庄町給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧小豆島町水道事業の給水区域(小豆島町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年小豆島町条例第16号)附則第3項第3号の規定による廃止前の小豆島町水道事業給水条例(平成18年小豆島町条例第153号。以下「旧小豆島町給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧三木町水道事業の給水区域(三木町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年三木町条例第9号)附則第2項第1号の規定による廃止前の三木町水道事業給水条例(昭和44年三木町条例第17号。以下「旧三木町給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧宇多津町水道事業の給水区域(宇多津町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成30年宇多津町条例第1号)第1条第3号の規定による廃止前の宇多津町水道事業給水条例(昭和43年宇多津町条例第10号。以下「旧宇多津町給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧綾川町水道事業の給水区域(綾川町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年綾川町条例第6号)附則第3項第2号の規定による廃止前の綾川町水道事業給水条例(平成18年綾川町条例第137号。以下「旧綾川町給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧琴平町水道事業の給水区域(琴平町組織改正に伴う関係条例の整備に関する条例(平成30年琴平町条例第1号)第9条第3号の規定による廃止前の琴平町水道事業給水条例(平成9年琴平町条例第15号。以下「旧琴平町給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧多度津町水道事業の給水区域(多度津町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成29年多度津町条例第28号)附則第2項第3号の規定による廃止前の多度津町水道事業給水条例(昭和49年多度津町条例第30号。以下「旧多度津町給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧まんのう町

191号)又は廃止になった場合におけるさぬき市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成30年さぬき市条例第 号)の規定による廃止前のさぬき市水道事業給水条例(以下「旧さぬき市給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧東かがわ市水道事業の給水区域(東かがわ市水道条例等を廃止する条例(平成29年東かがわ市条例第31号)第1号の規定による廃止前の東かがわ市水道条例(平成15年東かがわ市条例第145号)以下「旧東かがわ市水道条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧三豊市水道事業の給水区域(三豊市水道事業給水条例(平成18年三豊市条例第244号)又は廃止になった場合における三豊市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年三豊市条例第 号)附則第9項の規定による廃止前の三豊市水道事業給水条例(以下「旧三豊市給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧土庄町水道事業の給水区域(土庄町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年土庄町条例第38号)第5条第4号の規定による廃止前の土庄町水道事業給水条例(昭和43年土庄町条例第6号)以下「旧土庄町給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧小豆島町水道事業の給水区域(小豆島町水道事業給水条例(平成18年小豆島町条例第153号)又は廃止になった場合における小豆島町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年小豆島町条例第 号)附則第 項第 号の規定による廃止前の小豆島町水道事業給水条例(以下「旧小豆島町給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧三木町水道事業の給水区域(三木町水道事業給水条例(昭和44年三木町条例第17号)又は廃止になった場合における三木町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年三木町条例第 号)附則第 項の規定による廃止前の三木町水道事業給水条例(以下「旧三木町給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧宇多津町水道事業の給水区域(宇多津町水道事業給水条例(昭和43年宇多津町条例第10号)又は廃止になった場合における宇多津町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成30年宇多津町条例第 号)第1条第3号の規定による廃止前の宇多津町水道事業給水条例(以下「旧宇多津町給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧綾川町水道事業の給水区域(綾川町水道事業給水条例(平成18年綾川町条例第137号)又は廃止になった場合における綾川町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年綾川町条例第 号)附則第 項の規定による廃止前の綾川町水道事業給水条例(以下「旧綾川町給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下

水道事業の給水区域（まんのう町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成30年まんのう町条例第10号）第3号の規定による廃止前のまんのう町水道事業給水条例（平成18年まんのう町条例第158号。以下「旧まんのう町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）及び旧香川県五色台水道事業の給水区域（水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例（平成30年香川県条例第23号）第1条第2号の規定による廃止前の香川県五色台水道事業給水条例（昭和41年香川県条例第3号。以下「旧五色台給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）（第34条第2項において「旧給水区域」という。）における料金は、それぞれ別表1から別表17までのとおりとする。

同じ。）、旧琴平町水道事業の給水区域（琴平町水道事業給水条例（平成9年琴平町条例第15号）又は廃止になった場合における琴平町組織改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年琴平町条例第1号）第9条第3号の規定による廃止前の琴平町水道事業給水条例（以下「旧琴平町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧多度津町水道事業の給水区域（多度津町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成29年多度津町条例第28号）附則第2項第3号の規定による廃止前の多度津町水道事業給水条例（昭和49年多度津町条例第30号）（以下「旧多度津町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧まんのう町水道事業の給水区域（まんのう町水道事業給水条例（平成18年まんのう町条例第158号）又は廃止になった場合におけるまんのう町水道事業給水条例を廃止する条例の規定による廃止前のまんのう町水道事業給水条例（以下「旧まんのう町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）及び旧香川県五色台水道事業の給水区域（香川県五色台水道事業給水条例（昭和41年香川県条例第3号）又は廃止になった場合における水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例（平成30年香川県条例第 号）第1条の規定による廃止前の香川県五色台水道事業給水条例（以下「旧五色台給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）（第34条第2項において「旧給水区域」という。）における料金は、それぞれ別表1から別表17までのとおりとする。

別表2（第29条関係）

旧丸亀市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

略

(2) 従量料金

用途の別	メーターの口径	金額	
		使用水量	単価（1立方メートルにつき）
一般用	13ミリメートルか 25ミリメートル まで	10立方メートルまで	略
		略	
	40ミリメートルか 200ミリメー トルまで	20立方メートルまで	略
		略	
臨時用	13ミリメートルか	略	
船舶用	200ミリメー		
私設消火栓演習用	トルまで		
公衆浴場用			

備考 略

別表10（第29条関係）

旧小豆島町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 略

(2) 超過料金

略

吉田地区に属する給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用人数	単価
家庭用	略	
その他の用途	略	

備考 略

別表2（第29条関係）

旧丸亀市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

略

(2) 従量料金

用途の別	メーターの口径	金額	
		使用水量	単価（1立方メートルにつき）
一般用	13ミリメートルを 25ミリメー トルまで	1立方メートルを 10立方メー トルま で	略
		略	
	40ミリメートルを 200ミリメー トルまで	1立方メートルを 20立方メー トルま で	略
		略	
臨時用	13ミリメートルを	略	
船舶用	200ミリメー		
私設消火栓演習用	トルまで		
公衆浴場用			

備考 略

別表10（第29条関係）

旧小豆島町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 略

(2) 超過料金

略

吉田地区に属する給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用人数	単価（1立方メートルにつき）
家庭用	略	
その他の用途	略	

備考 略

別表14（第29条関係）

旧琴平町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金及び超過料金

用途の別	基本料金		超過料金
	使用水量	料金	単価（1立方メートルにつき）
家庭用	略		
団体用			
工業用			
営業用			
湯屋用			
臨時用			
共用栓			

(2) メーター使用料（1個当たり）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	150円
20ミリメートル	250円
25ミリメートル	300円

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た額及びメーター使用料の合計額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2～7 略
- 8 「共用栓」とは、1栓をもって数世帯が共同で水道を使用する場合をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表14（第29条関係）

旧琴平町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

用途の別	基本料金		超過料金
	使用水量	料金	単価（1立方メートルにつき）
家庭用	略		
団体用			
工業用			
営業用			
湯屋用			
臨時用			
共用栓			

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2～7 略
- 8 「共用栓用」とは、1栓をもって数世帯が共同で水道を使用する場合をいう。